

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

ご利用ください

防災対策と耐震に関する補助制度のご案内

防災対策に関する補助制度

■感震ブレーカー設置補助事業

感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知して自動でブレーカーを落とすため通電火災の防止に有効です。

対以下のいずれかに該当する人

- ・自ら所有または居住する市内住宅に設置する人（賃貸住宅の場合、該当住宅の居住者）
- ・市内に新築する一戸建ての住宅に設置する人

補助額（1人1回まで）

既存住宅▶対象経費の2/3以内(千円未満切捨)

※上限 25,000 円

新築住宅▶ 10,000 円

問危機管理課☎ 983・2751



■家具の転倒防止事業

家具固定器具の取り付けが自力では困難な場合、市の指定業者が転倒防止器具の取り付けを行います。

対満 65 歳以上のみの世帯、介護保険法に基づく要介護者・要支援者を含む世帯など（詳細は危機管理課）

支援の内容

固定器具 5 品まで無料で取り付け作業を行います。

※固定器具の購入代金は

自己負担

問危機管理課☎ 983・2751



耐震に関する補助制度（終了時期にご注意ください）

①わが家の専門家診断事業

無料で専門家を派遣し、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震診断などを行います。

用電子申請、窓口または電話で

住宅政策課☎ 983・2644

電子申請は▶
こちら



②木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の補強計画の策定および耐震補強工事に要する経費の一部を補助します。

補助限度額 100 万円（高齢者世帯は 120 万円）

③木造住宅耐震補強助成事業（除却）

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され耐震性のない木造住宅の除却工事に要する経費の一部を補助します。

補助限度額 30 万円

④ブロック塀等耐震改修促進事業

地震で倒壊の危険性があるブロック塀の除却または建替え（緊急輸送路・通学路沿道）に要する費用の一部を補助します。

補助率 経費もしくは基準額の 2/3 以内

基準額（除却）20,000 円 / m、（建替）58,400 円 / m

※緊急輸送路・通学路沿道以外の除却は 9,000 円 / m

【補助金申請手続き】

②③④は市ホームページを確認の上、必要書類を住宅政策課に提出



▲市 HP

【事業終了について】

①は令和 6 年度で終了、②③は令和 7 年度で終了します。対象となる場合は忘れずに申請してください。

問住宅政策課☎ 983・2644

風水害時 要配慮者宿泊施設利用（避難）の補助

大雨などにより、市から避難情報が発令されたときに、特に配慮が必要な避難者が避難所として市内宿泊施設を利用した場合に補助金を交付します。

対避難情報が発令された区域に居住する下記のいずれかに該当する人

- ▶要介護度 3～5 の要介護認定者▶ 75 歳以上▶ 身体障害者手帳（1 級・2 級）を所持▶療育手帳 A を所持▶精神障害者保健福祉手帳（1 級・2 級）を所持▶静岡県特定医療費（指定難病）受給者証、静岡

県特定疾患医療受給者証、静岡県先天性血液凝固因子障害等医療受給者証のいずれかを所持▶妊産婦▶ 1 歳未満▶要配慮避難者の付添い者（要配慮避難者 1 人に対して 1 人）

補助額 宿泊費の 1/2（100 円未満切捨）

※上限 3,500 円 / 泊

※1 回の利用につき 2 泊 3 日（上限 7,000 円）

問危機管理課☎ 983・2751

情報

令和6年度市・県民税
納税通知書発送・証明書発行

令和6年1月1日時点で三島市に居住していた人に市・県民税納税通知書を発送します。

納め方	発送日	証明書発行開始日
特別徴収	5月17日(金)	5月18日(土)
普通徴収	6月10日(月)	6月11日(火)

特別徴収▶市・県民税が給与から天引きされる人

※事業所宛に税額の通知書が送付

普通徴収▶市・県民税が給与から天引きされていない人

または、給与以外の所得について自身で納付する人

※公的年金から天引きされている人も含む

注▶マイナンバーカードを使用したコンビニでの証明書の発行は6月11日(火)から開始▶証明書発行開始日の詳細は市ホームページ

詳細はこちら▶



問課税課

証明書発行について：庶務係 ☎ 983・2625

市・県民税について：市民税係 ☎ 983・2626

情報

令和6年度軽自動車税・自動車税
納税通知書発送・減免申請

■納税通知書発送

発送日 軽自動車税：5月1日(火)

自動車税：5月1日(火)

納期日 5月31日(金)

※4月1日現在の所有者に課税されます。それ以降に名義変更・廃車をしたときも、税金を納める義務があります。5月21日(火)までに納税通知書が届かない場合はご連絡ください。

■身体障がい者などが所有する軽自動車の減免申請

申請期限 5月31日(金)

注①軽自動車税（種別割）納税通知書②運転免許証③車検証④身体障害者手帳など

※詳細は納税通知書同封のチラシか、課税課まで。なお、昨年度より継続して減免の申請をする人で、既に令和6年度の減免申請が済んでいる人は、手続き不要です。

※自動車税の減免は沼津財務事務所

問軽自動車税：課税課 ☎ 983・2625

問自動車税：沼津財務事務所自動車税課 ☎ 920・2019

情報

納め方によって減税方法が異なります
令和6年度市・県民税の定額減税

令和6年度市・県民税（個人住民税）の定額減税が実施されます。納付方法によって減税の実施方法が異なりますのでご注意ください。

注所得割が課税される令和6年度市・県民税の合計所得金額が1,805万円以下の納税者

減税額（特別控除額）

次の金額の合計額が減税されます。

▶納税者本人 1万円

▶控除対象配偶者・扶養親族1人あたり 1万円

例：配偶者控除・扶養控除2人分の場合 4万円

※国外に居住する配偶者・扶養親族は除く

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者は、令和7年度分の市・県民税所得割額から1万円を控除

減税の実施方法

①特別徴収（給与天引き）の納め方の人

6月分の給与天引きを行わず、特別控除後の税額

を11分割し7月～令和7年5月分に給与天引き

②普通徴収（自身で納付）の納め方の人

第1期分の税額から特別控除を行い、控除しきれない部分を第2期以降の税額から順次控除

③公的年金天引きによる納め方の人

10月支払分の年金から特別控除を行い、控除しきれない部分を12月支払分以降の税額から順次控除

調整給付

算定された定額減税可能額が令和6年度市・県民税所得割額を上回り、控除しきれないと見込まれる人へ調整給付を行う予定です。詳細は決まり次第お知らせします。

注所得税の定額減税（1人あたり3万円）については国税庁ホームページをご確認ください。

問課税課 ☎ 983・2626

所得税の定額減税▶

